

令和6年第1回
島尻消防組合議会2月定例会

会議録

令和6年2月19日(月)

令和6年第1回 島尻消防組合議会 2月定例会				1日目
招集月日	令和6年2月19日(月)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	運天 貴也
時及び宣告	閉会	午前11時58分	議長	運天 貴也
出席(応招)第1回 2月定例会	議員番号	氏名		
	1番	仲間 光枝		
	2番	宮城 勝也		
	3番	森山 悟		
	4番	新垣 勝夫		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 仲間 光枝	2番 宮城 勝也	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	新垣 強
	副管理者	新垣 安弘	第二警備課長	仲村 常司
	消防長	屋比久 学	第三警備課長	平安名 勲
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	大城 学		

令和6年 第1回島尻消防組合議会2月定例会 会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	二月十九日 (月)	本会議	10時	第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 行政報告について 第5. 施政方針について 第6. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 第7. 島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 第8. 令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について 第9. 令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について 第10. 島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について 第11. 島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 第12. 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について 第13. 一般質問

会 期 令和6年2月19日(月) 1日間

令和6年 第1回島尻消防組合議会2月定例会 議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		行政報告について	
第5		施政方針について	
第6	議案第1号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案第2号	島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	
第8	議案第3号	令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について	
第9	議案第4号	令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について	
第10	議案第5号	島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について	
第11	議案第6号	島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	
第12	議案第7号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	
第13		一般質問	

令和6年第1回島尻消防組合定例会

午前10時00分

議長（運天貴也）

これより令和6年第1回島尻消防組合議会2月定例会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は1番仲間光枝議員、2番宮城勝也議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は2月19日の1日間と決定致しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より、「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、その他6件の議案が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、行政報告を行います。

管理者（古謝景春）

皆さん、おはようございます。本日、令和6年第1回島尻消防組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

昨年に引き続き、島尻消防組合の管理者として組合運営を担うことになり、期待の大きさ責任の重大を実感しております。新垣安弘副管理者と連携を取りながら、当組合の円滑な運営をしていく次第であります。

また、組合組織一丸となり、構成市町住民の安全・安心を積極的に取り組んでまいりますので宜しくお願いを申し上げます。

それでは、昨年10月に開会された令和5年第5回定例会以降の主な行事についてご報告いたします。

はじめに10月29日、令和5年度沖縄県総合防災訓練が石垣市で開催しており、沖縄県消防相互応援協定に基づき、当消防組合から消火隊として派遣しております。

また、11月26日に緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が福岡県飯塚市で執り行われ、応援消防隊の位置付けにより沖縄県大隊として訓練へ参加しております。

12月8日、令和5年南部消防総合訓練がユインチホテル南城で実施されております。当消防組合は受援側として、近隣消防（局）本部と相互の連携を確立させ、地域特性を活かした訓練となり消防力の強化に繋がっております。

火災予防については、11月9日から15日まで、秋季全国火災予防運動として組合管内の防火パレードを実施しております。今回は初の試みとして久高島における消防団と幼稚園児による共同防火パレードを企画して、住民への火災予防の啓発、並びに住宅用火災警報器の設置促進運動を行って

おります。

11月13日、島尻消防組合消防職員採用候補者試験の最終面接を実施し、令和6年度は4名の職員が採用されることとなりました。

年が明け令和6年1月10日、令和6年消防出初め式が盛大に開催されました。今までは新型コロナウイルス感染症により自粛等もございましたが、今回は通常どおり消防職員・団員、組合関係者ともに新春恒例の防火・防災行事を実施しております。

なお、令和5年中の組管内における火災発生及び活動状況につきましては、それぞれ前年に比べ火災発生件数が38件で16件の増加、救急出動件数が4,512件で120件の増加、救助出動件数が16件で3件の減少となっております。以上が主な行政の報告でございます。

議長（運天貴也）

日程第五、管理者施政方針であります。管理者報告を求めます。

管理者（古謝景春）

それでは、令和6年本定例議会において、本組合の施政方針を御説明し、議員各位並びに構成市町住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震では、能登半島中心に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。この地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。また、悪天候と余震の続く中、昼夜を問わず、献身的に捜索・救助活動に従事され、多くの方々を救出してこられた現地の消防職員・消防団員の皆様や全国各地から駆け付けた緊急消防援助隊の皆様には心から敬意と感謝を表します。

さて、当消防組合の構成市町は、地域発展とともに人口が増加しておりますが、これからは日本の総人口は減少し続け少子高齢化の時代へ向かっております。今後、生産年齢人口が減少し、若年労働力が不足することにより経営資源が大きく制限され、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化を迎えることとなります。

このような中、当消防組合では、「地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくり」を実現すべく、地域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

はじめに、「消防事務」について申し上げます。

冒頭でお伝えしたとおり、1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、多数の死者と行方不明者をだす甚大な被害をもたらしております。また、昨年7月28日発生した台風6号は、非常に強い勢力で沖縄地方に接近し、死者1名、負傷者99人、住宅被害は411棟の甚大な被害となりました。

当消防本部としては、地球規模の気象環境の変化より多発化・激甚化する自然災害や各種災害に備え、南城市、八重瀬町、関係機関と連携を図り、地域の総合的な防災力の向上に取り組んでまいります。特に毎年開催される緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、大規模災害に即応する応援・受援体制において重要な訓練でありますので、各消防本部と更なる連携・強化に推進してまいります。

今年度の事業については、消防署防火衣ロッカー室の改修工事を予定しております。施設の老朽

化及び職員増加による改修工事でありますので、完成後は災害時における職員の出動が迅速・安全に遂行することが期待されます。

また、沖縄県消防指令センター全体更新整備事業があります。平成28年に共同運用された沖縄県消防指令センターは、通信機器の更新と沖縄市、浦添市の新規加入により、県内38市町村の共同整備によって令和8年度から嘉手納町からうるま市へ移設し共同運用されます。従来に比べて消防本部間の連携及び情報の共有化が促進され、隣接地域の災害や相互応援体制が充実強化される運びとなります。

次に消防車両の整備であります。

当消防組合は消防力の整備指針に基づき、4台の消防ポンプ自動車が配備されております。島尻消防署に配備されております消防ポンプ自動車が、経年劣化による更新事業となりますので、緊急防災・減災事業債を活用した多種多様な火災に迅速対応できる消防車両となります。

次に救急業務であります。

当消防組合の構成市町の人口は急速な都市化により年々増加傾向にあります。また、管内におきましては大規模商業施設「コストコ」の開業を控えており、開業後は県内外から多くの利用者が活用することによって、救急需要の増大が見込まれます。さらに高齢化の進展と複雑多様化する災害の影響もあり、今後も救急件数は増加することが予想されます。このような状況の中、救急車適正利用の推進および、計画的な高規格救急自動車の更新を行ってまいります。引き続き救急救命士、救急隊員への最新の知識と技術を習得させ、ドクターヘリ、ドクターカーと連携することによって、救急業務の円滑な実施と救命率の向上に努めてまいります。

次に火災予防行政についてであります。

火災から生命、身体及び財産を守ることは、消防組織に課せられた責務であります。不特定多数が利用する店舗や社会福祉施設などは、火災発生時に人命危険への大きな影響を与えることから、被害が予想される防火対象物に立ち入り検査を実施し、消防法令違反の是正に取り組んでまいります。火災が発生した際、原因究明と火災調査技術の向上を努めるとともに、住民に対しホームページ等を活用した広報活動を行い火災予防対策に推進していきます。

次に消防団についてであります。

消防団員は、地域防災の中核として欠かすことのできない代替性のない存在であるとされており、市民町民のより一層の安全・安心の確保に重要な任務を行う組織であります。大規模な災害になれば、消防団の迅速な対応が求められ、さらなる防災力の充実強化を実施していく次第であります。

今年は災害現場において、安全かつ迅速に対応する救助資機材取扱い訓練を初め、火災予防週間による巡回広報等を実施し、地域住民への火災予防の啓発に取り組んでいきます。

結びに、社会情勢の変化により、少子高齢化の問題や感染症対策、物価高騰による消防行政が厳しさを増す中ではありますが、関係各位と連携し消防組織の強化および消防力の向上に努め、「災害に強く、安全・安心して暮らせる市町づくり」の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層

の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政の所信表明といたします。

なお、本定例会にご提案いたします議案は、「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、他6件でございます。それぞれの内容の説明は事務局より説明をさせていただきますので、ご理解の上ご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第1号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

おはようございます。議案第1号についてご説明申し上げます。議案第1号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和5年沖縄県人事委員会勧告及び構成市町の給与改定を考慮し、当組合会計年度任用職員の給与に関する条例を一部改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

7ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第1「第3条関係」、行政職給料表を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、別表第1の表は令和5年4月1日から適用するものでございます。新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

いまのご説明でもありましたけれども、昨年の人事院勧告による公務員の給与改正に伴う対象を拡大する旨の条例改正だというふうに思いますけれども、当消防の対象者数と、あと遡及される金額の方をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの質問にお答えいたします。会計年度任用職員、当組合は1名職員が会計年度職員でございます。金額にいたしますと、期末手当含めて14万9,000円の改正となっております。以上です。

1番（仲間光枝）

有難うございます。それでは遡及分支払われると思うんですけれども、この支払い方法をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

この後の補正の方で予算を計上しておりますので、それで可決をいただきまして、3月の方で本人の方には遡及の方で出したいというふうに考えております。

議長（運天貴也）

他ございませんか。質疑なしと認めてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第1号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
議長（運天貴也）

日程第七、議案第2号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第2号についてご説明申し上げます。議案第2号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」。

島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、育児休業している職員に係る勤勉手当の対象に会計年度任用職員を含める改正を行うため、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

こちら先程の条例改正に伴ったものだというふうに理解しておりますけれども、先程は新旧対照表をご覧下さいという中で、ちょっと変わっている点が第8条の括弧書きの中にある地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員というふうにあります。この地方公務員法第22条第2第1項に規定するとはどういう方を指すのかをお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの地方自治法第203条の2になりますけれども、これまでは会計年度任用職員、フルタイム及び短時間勤務をしている会計年度任用職員のことを指しております。以上です。

1番（仲間光枝）

先日の全協の説明の中で、私の認識としては、除かれるのはパートタイム、要するに短時間の職員のみで、フルタイムの方は除かれないというふうに認識しておりますけど、そこら辺もう一度確認させて下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

先日の全協の方ではまだ理解不足でありまして、フルタイムは含まれる、パートタイムは除かれるというふうに私も理解して説明したんですけども、その後ちゃんと確認いたしますと、フルタイムも全部ひっくるめての会計年度任用職員というふうになっておりますので、全協のときのご説明でありますので、この場を借りましてお詫び申し上げます。以上です。

議長（運天貴也）

他にございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第2号「島尻消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第八、議案第3号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第3号についてご説明申し上げます。議案第3号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、補正予算第4号の1枚目をお開き願います。令和5年度島尻消防組合の一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,710万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。5ページをお願いいたします。1款1項2目市町特別負担金、補正額5万円の増、八重瀬町の消火栓新設移設負担金、物価高騰等による増でございます。

6ページをお願いいたします。8款1項1目諸収入、補正額23万円の増、日野自動車株式

会社から対象車両1台分の燃費補償金でございます。

次に歳出にいきたいと思えます。7ページをお願いいたします。1款1項1目議会費、補正額42万円の減、議員研修県外旅費を次年度以降に見送ったための減でございます。

8ページをお願いいたします。2款1項2目財政管理費、補正額985万1,000円の増、補正による剰余金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

9ページをお願いいたします。2項1目監査委員費、補正額6万4,000円の減、主な要因といたしまして、全国町村監査委員研修県外旅費1名分の減でございます。

10ページをお願いいたします。3款1項1目消防費、補正額1,031万円の減、主な要因といたしまして、1節報酬、2節給料及び12節委託料の増はございますが、3節職員手当等、4節共済費、13節使用料及び賃借料の新システム導入費用減及び実績見込み等による補正減でございます。

12ページをお願いいたします。2目非常備消防費、補正額40万円の増、1節報酬、各種訓練等の増による消防団員出動報酬増でございます。3目消防施設費、補正額82万3,000円の増、主な要因といたしまして、17節備品購入費、八重瀬出張所多目的緊急車両更新事業の入札減はございますが、10節需用費、当組合敷地内の水道メーター取替工事及び18節負担金、補助金及び交付金、八重瀬町の消火栓新設移設負担金の物価高騰等による増でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

それでは、まず最初の質疑、歳入の方からいきたいと思えます。6ページ、諸収入の中で、先程、消防長の方からご説明がありました雑入の23万円、燃費補償金というふうにありましたけれども、もう少し詳しく、その燃費補償金についてご説明を求めます。

署長（城間 功）

先程の仲間議員の質問にお答えいたします。これは燃費性能に問題がありまして、エンジンを搭載した車両の燃費性能を再測定した結果、認証審査時に測定した燃費と相違があるということが確認されましたので、これに対する補償金ということになっております。以上です。

1番（仲間光枝）

想定される燃費の係数に間違いがあった訂正の中で補償金としてメーカーから支払われるという認識でよろしいですか。

署長（城間 功）

そのとおりです。以上です。

2番（宮城勝也）

12ページの非常備消防費の中で、消防団出動報酬ということで40万円が補正増額されまし

た。先程、管理者のお話の中でも去年は台風災害とかがあったということで、そういったところで当初予定より出動回数が増えたことによる増額なのか。増額の理由について、ご説明をお願いしたいと思います。

署長（城間 功）

増額の理由につきまして、今回、県のポンプ操法大会とか、そういった行事がありまして、そこへの団員の参加にあたって訓練とか毎回やっておりますので、そこら辺の出動が増えたということで増額となっております。以上です。

2番（宮城勝也）

いまの説明では操法大会に向けての訓練の増加による増額ということだったんですけども、そういった大会などは例えば年度はじめに事業計画だとか、今年行われることを当初予定されているのであれば、当初の予算でそういったところをしっかりと組み込んでおくべきではないかなと、そうじゃないと、当初予算、我々が適正な予算が組まれているかという判断がちょっとできかねないかなと思うんですけども、その辺り当初そういう訓練が予想以上にかかってしまったのか。こういった形で今回補正の対応になったのかというのを説明いただきたいと思います。

署長（城間 功）

今回、予算の方は計上しておりましたが、ヒアリングの際、この予算については例年どおりという形で回答もっております。

ポンプ操法大会においても隔年でありまして、今回、ポンプ操法の分も考えて予算を組んでいたんですけども、例年どおりという形で予算の方も削られました。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第3号「令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第4号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第4号についてご説明申し上げます。議案第4号「令和6年度島尻消防組合一般会計歳入歳出予算について」。

首題のことについて、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは、予算書の1枚目をお願いいたします。令和6年度島尻消防組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ12億9,008万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

3 ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。財務会計人事給与システム運用管理費、令和7年度から10年度までの期間、限度額が1,441万5,000円、水難救助資機材貸借事業、令和7年度から11年度までの期間、限度額が1,018万8,000円、沖縄県消防通信指令センター更新整備事業、令和7年度、限度額が1億7,554万1,000円でございます。

4 ページをお願いいたします。第3表地方債でございます。水槽付消防ポンプ自動車購入事業借入限度額6,660万円、本署防火衣ロッカー改修事業借入限度額1,560万円、沖縄県消防通信指令センター更新整備事業借入限度額1億1,700万円でございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書で説明したいと思います。

はじめに歳入の説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。1款1項1目市町負担金、前年度と比較いたしまして2,619万7,000円増の10億6,538万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、南城市6億2,367万7,000円の58.5402%、八重瀬町4億4,170万4,000円の41.4598%でございます。2目市町特別負担金、前年度と比較いたしまして692万8,000円増の2,054万6,000円を計上しております。

8 ページをお願いいたします。2款1項1目総務使用料116万8,000円を計上しております。これは職員の駐車使用料でございます。

9 ページをお願いいたします。2項1目消防手数料10万円を計上しております。これは予防課の危険物手数料でございます。

14ページをお願いいたします。6款1項1目基金繰入金、前年度と比較いたしまして910万4,000円減の2,000円を費目存置としております。

15ページをお願いいたします。7款1項1目繰越金、前年度同額の200万円を計上しております。

16ページをお願い致します。8款1項1目諸収入766万2,000円減の168万4,000円を計上しております。減額の要因といたしまして、沖縄県防災危機管理課へ2年間の職員派遣が終了したためでございます。

17ページをお願いいたします。9款1項1目消防債、前年度と比較いたしまして1億9,919万9,000円増の1億9,920万円を計上しております。

先程4ページ、第3表地方債で説明いたしました3件の事業でございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。1款1項1目議会費4万1,000円増の162万3,000円を計上しております。

19ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、前年度同額の44万4,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。2款2項1目監査委員費12万円減の41万6,000円を計上しております。監査委員研修県外旅費の減でございます。

21ページをお願い致します。3款1項1目消防費1億2,553万6,000円増の10億6,339万7,000円を計上しております。内訳といたしまして、1節報酬費から4節共済費の人件費におきましては、新規採用職員4名を含む職員の算定額となっており、10節需用費、11節役務費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料につきましては、令和6年度組合運営に係る経費を算定として計上しております。

26ページをお願いいたします。18節負担金、補助金及び交付金、説明欄、下から1行目から2行目の沖縄県消防通信指令センター更新整備負担金1億1,702万8,000円は、令和8年度運用開始に向けて、令和6年度分を計上しております。

26ページから27ページをお願いいたします。2目非常備消防費90万5,000円増の811万2,000円を計上しております。

主な増額の理由といたしまして、久高島消防団へ消防デジタル無線機1基を新規整備するため、17節備品購入費の増でございます。

27ページをお願いいたします。3目消防施設費9,272万3,000円増の1億1,168万6,000円を計上しております。主な増額の理由といたしまして、14節工事請負費、本署防火衣ロッカー改修工事、17節備品購入費、水槽付消防ポンプ自動車更新購入及び18節消火栓新設移設負担金の基数増によるものでございます。

28ページをお願いいたします。4款1項1目元金298万7,000円減の9,457万7,000円を計上しております。2目利子51万2,000円減の682万8,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。6款1項1目予備費、前年度同額の300万円を計上しております。32ページから41ページに資料を添付してございます。ご参照頂きご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

2番（宮城勝也）

お伺いしたいと思います。13ページの最後のところで不動産売払収入ということで、1,000円なんですけれども、これまでの説明で元具志頭出張所跡地の売却が来年に予定されているというふうなことを説明されていたんですけれども、まだ額が出てないところだと思うんですが、その次年度のスケジュールについてご説明できる部分でも構いませんので、進捗についてご説明いただきたいなと思います。

あと25ページの備品購入費の中で、全協でもちょっとお話いただいたんですけれども、総務課備品ということで、今年度、監査委員からもいろいろ備品について指摘があったかと思いますが、その辺りの備品の購入費なのか。どういった備品が整備する予定なのか。その中身の説明をお願いしたいと思います。

最後に1件、先程、補正予算でも質問したんですけれども、消防団の出動報酬費、今年度当初は338万4,000円とありますけれども、先程、ヒアリングで削られたというお話があったんですけれども、今年度の消防団の事業計画に見合った予算の額なのか。その辺りちょっとお願いしたいと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮城議員の質問3つのうち2つの方を私の方で答えたいと思います。

まず、1つの不動産収入、具志頭の売払いの方なんですけど、現在、進捗状況といたしまして、3月に再度売払いについての協議の方をまとめていきたいと思っております。予定といたしましては、5月、6月を目途にして、一般競争にて、あと使用方法も特定の使用方法を決めまして、売払いするという事としております。

あともう一つ、25ページ目の総務課の備品の方なんですけれども、確かに監査委員からの指摘がございました事務用の椅子、その方も入っております。その他に除湿機、洗濯機、アルコールチェッカーですか、その辺も含めておましての62万2,000円の予算計上となっております。以上です。

署長（城間 功）

宮城議員の3つ目の質問に関してお答えいたします。今回の消防団の報酬予算に関しましては、今回、消防団の事業が出ている計画のもとで予算の方を計上しておりますので問題ないかと思われまます。以上です。

4番（新垣勝夫）

1点だけ質問させて下さい。27ページの負担金、補助及び交付金、消火栓維持管理費が1基、できたものは1基6,000円、南城市も八重瀬町も一緒なんですけれども、消火栓新設移設負担金で南城市1基当たり144万9,000円、八重瀬町が1基当たり117万1,000円、この違いを説明していただけますか。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの消火栓新設移設負担金なんですけれども、これは単純にその合計割る基数というわけではなくて、その場所、場所によりまして、見積をもらっておりますので、その方の合計金額ということとなりますので、南城市、八重瀬町の場所ですか、そういうのはちょっと違いますので、見積額の減ということの予算計上となっております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。

1 番（仲間光枝）

私も1点のみの確認をさせて下さい。歳出27ページ、水槽付ポンプ車購入が予定されております。6,957万8,000円、これいま一般車両でも納期がだいぶ遅れるような感じになっていますが、目標としている納期をまず伺います。

署長（城間 功）

向こうとしての納期期日は次年度3月頃になるんじゃないかなと考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

次年度だということ、令和7年ですかね。

署長（城間 功）

令和7年度の3月です。

1 番（仲間光枝）

地方債あたりを借入して購入するかと思いますけれども、この地方債の例えば有利なもの、この購入部分に対してどれぐらい戻ってくるとかという感じで説明をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまのご質問、購入に際しては、今回、緊急防災減災事業債の方を活用しております。もちろん当初予算の方は消防債、17ページ目の予算の方にもあるんですけれども、その方で6,660万円を借入、ほぼ100%ですけれども、借入いたしまして、それで対応するという事となっております。

緊防債の活用ですので、交付税の7割ですか、その方はまた構成市町の方に交付されるという流れとなっておりますので、その方を活用しております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第4号「令和6年度島尻消防組一般会計歳入歳出予算について」、原案どおり可決決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第5号「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第5号についてご説明申し上げます。議案第5号「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」。

島尻消防組合消防手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の改正により、当組合消防手数料条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

当消防組合管内に該当する危険物施設はございませんが、条例整備のための改正でございます。2ページから5ページの新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、お願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

いまのご説明の中で、管内には該当する施設はないというふうにありましたけれども、ちょっとイメージしたいので、もし近隣市町村に該当する施設があれば、こういう施設ですよということでお願いします。

予防課長（大城 学）

沖縄県でコンビナートがうるま市と西原町、南西石油さんと沖縄石油の2カ所です。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第6号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

について」。

島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例を別紙のとおり改正するものでございます。

令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、消防職員の男女共同参画の取り組みに伴い、当組合も女性就労の条例整備をするためでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。第14条第1項から第5項までの棒線の部分を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。条例整備のための改正でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

1点だけ、この改正案の提案について、このタイミングとなった理由をお聞かせ下さい。

次長兼総務課長（島袋清正）

このタイミングですけれども、現在、女子職員2名おりまして、本来ならその前に条例整備をしないといけないということでありましたので、そこの方の認識の方がちょっと遅れておりまして、この時期のタイミングと言いますか、わかった時点で早々と条例改正しないといけないということでの今回の提案となっています。

今回ちょっと遅れていましたことをお詫び申し上げます。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第6号「島尻消防組合職員の勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第7号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」を議題といたします。

提案者からの提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第7号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」。

地方自治法第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市を加えること。及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するため、同協議会の規約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

令和6年2月19日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものでございます。これが議案を提出する理由でございます。

附則といたしまして、この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

1番（仲間光枝）

前は、浦添市が加入し、今回、浦添市が加入することによって、南城市は組合消防なので、市としては具体明記はないんですが、これで那覇市を除く市がすべて入っていくということになると思います。

その中で、那覇市だけが入っていないということではありますが、いまの議論の最中になっている広域化、広域化について、このような流れの中で進んでいきそうなのか。それともやはり那覇市を除く集合体の中でしっかりとやっていけば、広域化とは別のまた形で連携してくる流れになるのか。そういったところはどのようにお考えでしょうか。答えられる中で全然構わないので。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回、浦添市さんが入るということで、内容としては、那覇市さんと本部・今帰仁の消防組合の方が入っていないということになっております。

広域化に関してなんですけど、以前から広域化を進めなさいということで話はしておりますけれども、まだ具体的にというか、そういうのは煮詰めていないという状況もございまして、私の方からは進展状況というのはなかなかわからないというのが状況でございます。以上です。

議長（運天貴也）

ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第7号「沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩10時56分

再開11時00分

再開します。

日程第十三、これより一般質問を行います。通告受付順で行いたいと思います。

なお、本日の質問については、各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、1番仲間光枝議員。

1番（仲間光枝）

改めまして、おはようございます。質問に入る前に一言、本年度をもちまして退職をされると聞いています屋比久消防長、お疲れさまでした。5年間いろいろありました中、ご苦労も多かったと思いますが、今後は、これまでできなかった趣味とか、家族との時間とかを大切にしながら、穏やかで充実したまた第二の人生を送ってほしいというふうに思います。本当にお疲れさまでした。

そしてもう一つ、私事なんですけど、先日93歳1カ月で私の母が亡くなりました。1月6日の夜、急に具合が悪くなりまして、救急搬送されたようです。私もすぐ病院へ向かいましたけれども、その道すがら、たぶん母を乗せて帰りすがらの救急車とすれ違ったんですね。本当にこの場を借りまして、その節はお世話になりました。有難うございましたということをお伝えします。

それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

まず1点目、大規模災害時における課題と求められる役割について。

元日早々、多くの尊い命を奪った能登半島地震。大規模地震は日本中どこでも起こり得ると誰でも頭ではわかっているはずですが、やはり、直後の様子からは、自分の住む地域や自分事となっていなかった状況が垣間見えます。

自治体もそうですが、これまで多くの大規模地震に対応してきたはずの国の対応についても、これまで蓄積されてきたはずの教訓やノウハウが十分に発揮出来ていたとは思えず、初動の遅さも指摘されました。

発災時に必要な事、モノ、そして消防が果たす役割について再考する機会にしたいと思います。以下伺います。

1、今回の能登半島地震から得られた教訓はあるか。2、当消防における訓練、機能、人員体制等消防力の現状認識及びさらなる充実強化の必要性についての見解。3、DMATについて、当消防を含めた県内の取組み状況があればお願いします。4、災害関連死を防ぐために消防が出来ること出来ないこと。5、命を守る行動、備えに関する住民への啓発活動等の取組みについての見解。

発言事項2点目、給与誤支給是正処理の進捗状況について。

令和5年10月定例会における一般質問において細かく確認しましたが、同意書を提出したのは過大支給職員26名中5名、過少支給職員6名中5名のみであるとの答弁でした。

昇格基準に対する不満、対象期間の短縮や算定方法に納得出来ない等の意見があり、理解を得られるよう努力していくとの事でしたが、その後の進捗状況を伺います。

署長（城間 功）

仲間議員の質問その1、大規模災害における課題と求められる役割について、5項目のご

質問にお答えいたします。

1 項目目、島嶼県である沖縄は、能登半島地震のような激甚災害が発生すると四方を海で囲まれているため、他府県からの応援隊の到着にかなりの時間を要すると予想され、長期間の被災状況が想定されます。

こうしたことから、来るべき災害に備え、人員の確保、消防団の機能強化を図っていくことが必須であると改めて認識致しました。

2 項目目、当消防における訓練は、毎年、九州地区で行われる緊急消防援助隊員を派遣し、合同訓練を実施しています。

昨年度は、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練が8年ぶりの沖縄開催ということもあり、当消防本部も受援体制の訓練を実施しました。

南城市役所を中心とした場所をサテライト会場として救助訓練、受け入れ体制の訓練を実施したところであります。

そこで機能として、訓練を通してですが、スムーズな受援体制の構築の難しさを感じています。他機関との連携、無線交信の混乱、応援隊との情報共有など、対策改善の余地は多々あり、今後も継続して課題に取り組んでまいりたいと考えております。

3 番目、DMAT、災害急性期に活動ができる機能性をもった医療チームとなっておりますが、県内においては16の医療機関が登録されており、被災地に派遣され活動しています。

4 項目目ですけれども、災害関連死は建物の倒壊など、災害の被害にあって直接亡くなるのではなく、避難所での病気の発症や持病の悪化などで間接的に亡くなることですが、災害関連死を防ぐために消防ができることは避難所など、体調不良や傷病者が発生した際の医療機関への救急搬送があげられますとなっております。

5 項目目、津波警報発令時には海岸、沿岸の警戒や広報活動を行っております。以上です。
次長兼総務課長（島袋清正）

私の方で、質問その2、給与誤支給是正処理についてお答え致します。前回の定例会以降、令和6年2月現在で同意書提出者は、過大支給者職員6名、過少支給者職員5名、計11名となっております。

その後、同意書の提出の進展はありませんけれども、昨年10月に一部職員から人事委員会への個別での是正措置要求が出ておりまして、現在その審議中となっております。

一部職員からの要求ですが、その勧告がその他の職員にも影響が出ますので、その動向を見守って方向性を決めていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番（仲間光枝）

それでは、1点目の質問に再質問していきたいというふうに思います。大規模災害時には医療、消防、自衛隊、警察、行政、福祉、建設、あらゆる人や物の効果的な連携体制をどれだけ早く構築できるか。それが救える命、そしてその後の避難生活の質に関して大きなカギとなると思います。

ただ、被害状況を前以て正確に予測できるものではなく、いつ起こるかわからないことに備えることの難しさはあると思います。

特に要となる消防とか、医療、行政機関が被災してしまうということも十分あり得ますが、当消防が仮に被災した場合、いま民間でよく言われているBCP、事業継続計画というのは策定されているのでしょうか。併せて、そのリスクマネジメントに関する当消防の見解を伺います。

署長（城間 功）

いまの質問にお答えします。いまのところ消防が被災した場合に関しては、こういったBCPに関してのまだ策定は行っておりません。これから検討していく余地があるかなと思っております。以上です。

1番（仲間光枝）

やはり被災しないとも限らないので、そういったことは想定をしておいて、そういった備え、要するに計画していくことは必要かなというふうに思っています。検討していくということなので、やっていってほしいなと思います。

私たちは消防というのが被災して消防の機能が止まってしまうというのはあまり認識としてはないと思うんです。なので、消防というのは、呼べば必ず助けに来てくれるというふうな私たちの考えもあると思うので、そこら辺は市民側としても認識はしっかり改めないといけないということも必要なのかなというふうに思います。

先程もありましたけれども、消防独自の広域連携の形として、緊急消防援助隊というのがあると思いますが、もう一度その概要と、そしてこの訓練には参加していますよね、当消防職員が援助隊として実際被災地へ出動したことがあるかないかというところもお願いします。

署長（城間 功）

当消防が実際、被災地に行って活動したというのは1件あります。それに関しては1件あります。それ以降はないですね、1件のみですかね。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩11時07分

再開11時07分

再開します。

署長（城間 功）

救助隊の活動概要ですか。概要に関しましては、こちら緊援隊の登録を県の方に登録して、そういう場合、県外の九州地区の方で災害があった場合に応援要請がかかるという概要となっております。

これは各救急隊、ポンプ隊、後方支援隊、指揮隊とか、そういったのを登録して、これが緊援隊の要請された場合に出て行くような活動となっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。DMATの方は、直接消防とは関係なく、医療チームのことなんですけれども、お聞きした理由として、災害医療の課題としてDMATと消防の連携を有する指揮者もいます。そもそもDMATと消防の連携の理想形がどういうものかというのは、私自身もよくわからないのですが、このDMATと消防の連携について、総務省消防庁からどのような考えが示されているのか、ご存知でしたらお願いします。

署長（城間 功）

DMATの出動等々に関しては、県の方からの要請がかかるとは思っておりますけれども、それでよろしいですか、以上です。

1 番（仲間光枝）

それに関連して、救急救命士が行える特定行為というものがあると思うんですが、この範囲について、実際の現場ではどういうことが行われているのか、いないのかをお願いします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩11時10分

再開11時12分

再開します。

第一警備課長（新垣 強）

ただいまの質問にお答えしますが、大規模災害が起きた場合、緊急援助隊として沖縄から仮に派遣された場合、特定行為を行うにあたっては、医者の指示のもと行うことになっています。そこで受ける側がそこで本来の指示いただくんですけども、その受援体制が整うまでは、各地区のメディカルコントロールの医師の指示を仰いで実施することになっています。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。先程の災害関連死ということに繋がっていくんですけども、せっかく助かった命なのに避難先で命を落とすという残念な結果が今回の能登半島地震でも起こっています。

一般社団法人消防防災科学センターホームページには、国士舘大学防災救急救助総合研究所教授山崎 登さんという方の新たな時代の消防課題と題した談話が掲載されていますので、関連して参考に読み上げます。

これまで救急車の中だけに限られてきた救急救命処置が法改正により、医療機関の中でも実施できるようになった。この考え方をさらに進めて、大きな災害直後の被災地での活動にまで広げ、救命士が関連死対策に取り組むことができるのではないだろうか。救命士は、他の医療職に比べて重症度や緊急度の判断、患者の観察、病院判定や搬送といった能力が優れているとされるが、この能力はまさに災害直後の被災地で関連死を防ぐために役立つ、消防

庁と厚生労働省には災害直後の被災地に全国から駆け付ける医療チームDMATによるメディカルコントロール体制を整備するなどして、救命士による関連死対策を考えてほしいというふうな談話が載っております。

いままだそういったことがあまり全国でも進んでない中、この談話を聞いて消防長、少しこの意見についての見解をお願いしたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの談話の意見ということでありますけれども、今回、石川県の能登半島においては、半島ということではなかなかアクセスが難しい地域だったというところであります。いま仲間光枝議員が言われたように、全国的にそういったDMATと救命士の連携が充実していければ、震災関連死が減少していくのではないかとというふうに考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。それではもう時間もないので、次の質問へ移りたいと思います。確認したところ、前回より過大支給者が1名増えた感じですかね。あまり過大支給者に対する同意者は増えてないという印象ですけれども、今回、先程も冒頭で言いましたけれども、消防長も今回退職されると聞いております。やはり在職中にぜひ解決したいというふうに頑張ってきたというふうに思いますけれども、まず引き継ぎをしていくと思いますけれども、この引き継ぎとか、今後について現段階での消防長の見解、思いを伺いたいと思います。

消防長（屋比久 学）

ただいまの質問にお答えを致します。確かに私の在任中にこの問題を解決したいということで議員の皆様にも答弁したところではあります。

なかなか進まなかったというのが現実であります。しかし、職員から説明責任を果たして一人一人納得できるような形で解決していければいいというふうに考えております。本当に過大、過少の職員には迷惑と心配をかけたというところであります。

また5年間、私の在任中に解決できなかったということに関しては、心残りがありますが、今後、次長、署長を中心に問題を解決していつてくれるものだと信じております。以上です。

1 番（仲間光枝）

有難うございます。先程、総務課長の答弁がいま人事委員会への是正措置要求が出ていて、審議中なので、その結果を見守りたいということだったんですけれども、もう少しまたこの審議を挟んだ時間がかかるのかなというふうに思っていますけれども、この実務的なことを確認していきたいと思います。

過少支給者への支払いは一括しますよということだったんですが、この支払ったとき、その支払い月の給与として合算で処理されるのか。それともその月の給料、そして過少支給分は過年度分の給料というふうに分けて会計処理されるのか。それはどのように考えていますか。

給料として出されてしまうと、それが本来の給料だけなのか。それとも過少分が含まれる

のか後々わからなくなってくるので、それはちょっと考えてほしいなと思います。

次長兼総務課長（島袋清正）

現段階、人事委員会の方に審議中でございます、その結果というのがまだ来ておりませんのでなんなんですけれども、今後そういうのが解決されれば対応を進めることとなるんですけど、新年度の方で過大支給に対しては、その方々の状況を勘案して戻してもらおうと、それに対して給料を戻すではなくて、諸収入、いま過年度の収入となりますので、他の諸収入の方での対応ということとなっております。

あと過少支給の支払いに関しましては、新しい予算の方にも対応いたしまして、本人の方に今年度、ちょっと何月かというのはまだ決めておりませんが、本人の方に一括の方で支払いたいというふうに考えております。以上です。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩11時20分

再開11時21分

再開します。

1 番（仲間光枝）

それではいま過大支給の方の説明がありましたけれども、一括か、分割かを選択してもらおうと思いますけれども、会計処理についてもどのようになるのか。200万円を超える職員もおりますが、分割回数については本人の希望を受け入れるのか、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

各個人の額が相当大きいということもありますので、当組合としても一括とか、そういうのは考えておらず、職員の対応ですか、生活を脅かさない程度の返還金という形で考えておりまして、そこの方を重視して返してもらおうというふうに考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

職員の分割に対する希望、例えば30回とか、50回というところで受け入れていくのかというところなんですけれども、脅かさない、こういうまたアバウトな決め方になると、そこでまた交渉の中でお互いのぶつかり合いが起こらないのかなというふうに思うので、ある程度は方針は出していた方がいいのではないかなというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

同意書の方を提出お願いしている際に、そのときに償還表というんですか、その方も一緒に提示しておりまして、例としては5年後、10年後、15年後というような分割払いというような方法もありますよというような感じで、同意書と一緒にこういう償還の案ですか、そういうのも作成して、本人たちには渡しておりますので、本人たちの方で自分たちが月々いくらいくら払ったらできますよというようなことを出してもらえれば、そのとおりするんです

けれども、その前に同意書自体の方が出ておりませんので、そこまでは至っていないということで、あくまでも本人の希望するような、先程言いました生活を脅かさない程度での支給ということで、額の方は私の方から直接いくらというのはちょっと言えませんので、それは各個別の状況、相談をして決めていくというふうに考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

過少過大支給の皆さん共に、その金額に対する諸手当だったり、社会保険料等の過不足があった場合に、その金額に対して生じてくると思いますが、これについてはどのような処理を考えているのでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

いま考えているのは、基本給関係と賞与関係、その方を考えておきまして、細かい時間給、あるいは超勤関係とか、税金関係とかになりますと、かなり精査するのに厳しいというのが正直なことでありますので、この事の発端というのが昇給関係の方となっておりますので、その方を重点にしていくというふうに考えております。以上です。

1 番（仲間光枝）

やはり当たり前にはなっていた慣例とか、解釈だったものを信じて、ずっとそれを運用してきたという結果だと思えます。今後こういうことはたぶん二度とは起こらないというふうに信じますが、今後は何をやるにつけても制度、法令、規則等に照らし合わせながら事務をやっていかないと、似たようなミスも起こり得るのではないかとというふうに思えますので、そこら辺はしっかりと確認をしながらやっていっていただきたいなということを求めまして、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（運天貴也）

次の質問者、3 番森山悟議員。

3 番（森山 悟）

2 番、森山です。よろしく申し上げます。通告に従いまして、大きい1 番、今後の定員適正化計画について。

島尻消防組合定員適正化計画は、令和元年～令和4 年度で終了になりました。今後の計画について伺う。

①佐敷出張所の人員の配置について伺う。②八重瀬出張所の人員配置について伺う。

大きい2 番、災害時に対する対応について。

全国でも自然災害により多大な影響を受けている状況の中、沖縄県でいつ起こるか分からない地震・津波などの対応に出来る対策など、訓練や備えを行う必要があると思ひ以下について伺う。

①地震が起きて水道管破裂など、火災現場での水の確保をどの様に行っていくのかについて伺う。②津波対応の対策・訓練など行っているか伺う。

大きい3 番、自然災害対策について伺う。

令和5年8月1日、台風6号で南城市・八重瀬町でも多大な影響があり、インフラなどが使えない状況があり今後の対策について伺います。

①島尻消防組合として久高島に緊急対応無線機の設置について伺う。②久高島に緊急搬送車を準備出来ないか伺う。以上、3点よろしく申し上げます。

次長兼総務課長（島袋清正）

私の方で質問その1の方を答えたいと思います。①佐敷出張所の人員関係ですけれども、現在の佐敷出張所の職員配置は4名体制の3交代となっております。

②八重瀬出張所の方ですけれども、八重瀬出張所は旧具志頭出張所時代からの継続で6名体制となっております、その3交代制ということとなっております。以上です。

署長（城間 功）

森山議員の質問その2、災害時に対する対応についてと、質問その3、自然災害対策についての両ご質問にお答えいたします。

まず、質問その2、①地震が起きて水道管破裂などが起こった場合、どうしたらいいのかについての質問に答えます。①火災現場での消火活動におきましては、水利の確保、水利部署の選定は重要であり、基本でございます。

そこで消火栓が使用できない場合は、当然、直近の防火水槽、各小中学校のプール、川や溜め池の自然水を活用することを考えています。

②海岸線沿いの自治会において、津波対応訓練を定期で行っている地区もございます。

続きまして、質問その3、①次年度の予算に計上し、デジタル無線機を配備し、運用することになっております。②島内の久高小中学校に配置されている学校車を関連機関、南城市、当組合、久高診療所、三者間で使用する契約を締結し、運用していく方向で進めております。以上です。

3番（森山 悟）

1番から順を追って再質問させていただきます。佐敷出張所の人数が4名体制の3交代制となっており、八重瀬出張所にあつては6名体制の3交代、これ確認はできているんですが、今回、前にちょっと新聞報道でもあったと思いますが、実際、本当にこの人数で今後ともやっていけるのか。今後どのように人員適正化を考えているのかについて再度質問させていただきます。

次長兼総務課長（島袋清正）

現在、4名と6名という形になっております。消防の計画書の方では、当消防は全部で134名が必要ということの結果が出ておまして、当消防は76.1%の102名という定数条例となっております、本来やはり4名体制では不安、また八重瀬の方も不安というのは残っております。というのは、佐敷出張所の方でも4名いるということは、1隊救急車が出動いたしますと、残り1名しかいないということで、2回目の出動要請があつた場合は不安が残る、本部の方から応援には行きますけれども、時間的にかかるということ、八重瀬に関して

も出動件数はかなり多いですので、6名という形ではあるんですけども、2隊出ちゃうと、なかなか次の体制が困難ということになっております。

令和4年度までは、こういう適正化計画の方を作成してございましたけれども、また6年度以降、新しい計画の方を策定いたしまして対応しようかと、人員を増やしていこうというふうには考えています。

ただ、具体的に何名というのはこれから計画の方を立てていくということで考えております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございました。134名の中に102名ということのお話でしたが、今回から佐敷出張所が5名体制になるという話も若干聞こえてきたのがあるんですが、佐敷は5名になって、八重瀬の方でも7名体制とか、そういった人数の配備をしないと、今後、病休で休んだりする方もいますし、育児休暇等も取ってくる方もいると思います。このときの体制的には、いまいる職員でどのような体制を取るのか。その辺について再度確認をお願いします。次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまおっしゃいましたとおり、育児休暇の方がちょっといま頭が悩んでいるということもあります。

この方、もしそういうのが、これは育児休暇に関しても積極的に取り入れるというふうに国の方からはありますので、それは入れていくんですけども、それに対していまある人数の方でやりたい、かと言って、いまいる人数、人員の方をいろいろ調整しながらというふうな形にはなっております。

佐敷の方もいま4名体制の方を新年度の方からはいろいろ人員の方を変えていくという方向性はございます。

あと八重瀬に関しては、6名体制ではあるんですけども、それを7名とか、8名とか、増やしたいのは山々なんですけれども、本部との人員の調整の方もございますので、その方を勘案しながらということとなります。

かと言って人員増というふうなことには簡単にはいきませんので、その方の配置関係をしなから、まずは佐敷の方を少し変えていって、その後、また八重瀬出張所というのも適正計画に基づいて対応しようというふうに考えております。以上です。

3番（森山 悟）

有難うございます。いま確認を取れました。今後、いろいろと考えていく方向性を持っているということで、令和6年度からまた新しく人員適正化についての人数の計算を入れていくということがございました。何分こういったものに関しては、お金がかかるものですから、簡単にはできないと思います。それに関しまして、管理者の意見をお伺いしたいんですが、管理者として人員適正化、どのように考えているか、よろしくをお願いします。

管理者（古謝景春）

皆様ご承知のように義務的な経費になりますので、人命救助というのは基本のことであり
ますから、それはしっかりその方向性を定めていきたいと思っております。

私も日頃の災害がないときに、そして出動のないときというのは、いろんな地域と広域連
携をして、空いたところから緊急のところに配置をするということで、広域的な連携も含め
て、今後検討していくべきだと思っております。

3番（森山 悟）

管理者、有難うございました。次に副管理者にも同じ質問をさせていただきます。よろし
くお願いいたします。

副管理者（新垣安弘）

南城市、八重瀬町、両方とも財政問題も抱えておりますので、そこはまた管理者ともしっ
かり協議をしながら、また事務レベル同士も両市町協議をしながら、できるだけ前向きに取
り組めるところは取り組んでいくべきだとは思っております。以上です。

3番（森山 悟）

両管理者、有難うございました。それでお金がかかるという点では、なかなか厳しいのも
あると思いますが、この件に関しまして、市、町を守るためには人員配置はしっかりとした
ものが大事だと思います。

それで、今後、職員もいますので、育児休暇を取った場合に、他の職員に対して負担がか
かるようでは、これは仕事に対しても疲れが蓄積して、負担が余計かかってくる。こうい
うのを踏まえ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは終わりました、次の質
問にいきたいと思います。

地震が起きて水道管が破裂などというのがございますが、この件について消防の方の確認
では、水利の確保というのがございまして、小中学校のプール、川や溜め池の方の自然の水
利を活用するとあります。いま実際に訓練でもそういったのを活用して、いまあるポンプ車
で水を吸い上げることができるのか、そういった訓練も行っておりますか。

署長（城間 功）

この訓練については、久高の方で防火水槽を確認したり、その面でやっております。校内
にも防火水槽の方がありますので、そこで訓練の一環として使用しております。以上です。

3番（森山 悟）

最後、質問させていただきます。なぜ私がこの質問をしたかと言うと、いま沖縄県内にお
ける水道の管なんですけど、40年以上経ちます。そうになると、震度2～3に対しても壊れる恐
れがあると思います。

それで、今回、水の確保が難しい、地震とか、そういったときに水道の水が取れないとい
うのが確実に予想される。それで今後の動き的に、先程、久高だけという話があったんです
けど、今後の訓練のやり方として、いろんなところ取れる体制を取るべきじゃないかなと思
いますが、その件についてよろしく申し上げます。

署長（城間 功）

先程申しました森山議員の説明において、あちこちのプールとか、溜め池関係、そういったところへの訓練が必要になってくるんじゃないかなと思っておりますので、そういうのも検討してやっていきたいと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

今後ともいろいろ最悪な場面も考えながら、いろんな行動等を取っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

2番目の海岸線での津波対応・訓練等なんですけど、これは定期的に各地域では行っていると思いますが、消防がいまできる動き的にはどういったことをやっているかというのを教えていただけますか。

署長（城間 功）

消防がその訓練に関してできることと言えば、避難のやり方とか、どこに避難した方がいいよというのをそういったのを指導していくというのが消防の役割となっているかなと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

いま確認も取れましたが、地震とか、津波が来る場合は、この避難場所がありますが、この避難場所が低いところでなかなか行けない場所がたくさんあると思います。そういうのは消防の方も防災マップとかありますが、そういうのも確認の上、どこに逃げるかというのも確認は取れているのかというのをちょっと確認をお願いします。

署長（城間 功）

ただいまの質問にお答えします。消防側としても実際確認が取れているかというのに関しては、防災マップでしか確認は取れておりませんので、実際、こちらもいろいろ消防車での確認もやっていかないといけないかなと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

ぜひ、よろしくお願ひ致します。続きまして、大きい3番の自然災害対策についてなんですけど、今回、久高の方に緊急対応無線の設置ができないかと質問させていただきましたが、次年度予算に計上し、デジタル無線機を配備して運用することになっておりとありますが、これ次年度というのは大体いつぐらいとか、もしわかるのであれば教えていただけますか。

署長（城間 功）

本議会で承認をもらって、これからの準備に取りかかっているかなと思っておりますので、早急に行いたいと思っております。以上です。

3番（森山 悟）

私、この質問をさせていただいた経緯は、8月1日、台風6号で、久高島のインフラ、電気とか、そういうのが4日間ぐらい使えなかったんです。ましてや携帯電話がau、ソフトバンク等3社ですか、全部もう使えない状態があつて、連絡が一切取れないという状況がご

ございました。それで久高の人が無線機があったら、とっても便利じゃないかという話があって、今回、一般質問させていただきましたが、入れていただけるということなので、ぜひ活用もいただきたいなと思います。

続きまして、緊急搬送車を準備出来ないかということについて、これも関連機関の方から3者で使用する契約を締結していると思いますが、これはいつぐらいから運用予定でございますか。

署長（城間 功）

運用に関しましては、次年度からの運用を考えております。この3月に久高診療所、地域行政事務連絡会議というのがございまして、そこで各所、覚書の締結になると思っております。

また、次年度に向けて消防団、診療所の先生と学校側の車両の運用要綱を策定して、早急な運用に向けて取りかかっていると考えております。以上です。

3番（森山 悟）

すみません、この車に関して、学校車とございますが、大きなバンですか。それとも軽貨物になるのか。ちょっとこれももしわかるのであれば。

署長（城間 功）

学校車に配置されているのは、ハイエースぐらいの大きさのワンボックスとなっております。以上です。

3番（森山 悟）

久高もコロナが明けて、かなりの人が戻ってきている。いま外人がかなり多いと、軽自動車では、後ろに乗せた場合に足が飛び出たりとか、なかなかできないという話もございましたので、できるだけ対応できるようによろしく願いいたします。これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（運天貴也）

次の質問者、2番宮城勝也議員。

2番（宮城勝也）

それでは、通告書を読み上げて一般質問に入ります。今回2件です。

まず1件目、救急車の有料化について。

三重県松阪市は、救急車で搬送された患者が入院に至らなかった場合、選定療養費として7,700円を徴収する方針を示しています。救急出動件数が2年連続で過去最多を更新し、そのうちの56.6%が入院を必要としない軽症者であったということで、医療体制の負担軽減を目指し、受診の適正化を促す狙いがあるということでもあります。

この取り組みについての見解、所見を伺いたいと思います。

次に2件目、デジタル化について。

南城市、八重瀬町議会では、議員全員にタブレットを配布し、議案書や資料等をデータで

提供しています。一方、当組合議会は、今回もそうですが、紙の資料が職員の方によって巡回配布されています。市・町議会タブレットの活用であったり、資料をデータで提供するなど、デジタル化を図ることで、ペーパーレス化、業務効率向上が期待できると考えるが、これについての所見を伺いたいと思います。

第一警備課長（新垣 強）

いま宮城議員のその1の救急車の有料化についての答弁をさせていただきます。当消防としては、現在、国から有料化の指針とか、そういうのは示されておられませんので、現時点での有料化についての取り組みは行っておりません。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

質問その2のデジタル化についてですけれども、当組合の議会は、ご存知のとおり紙媒体の資料配布というふうになっております。

構成市町の議会の方がタブレットを活用したデータ資料となっている中、組合も活用できるか検討しておりまして、令和6年の方で予算化と要請はしてはありました。

しかし、まだまだ十分な活用方法とか、そういうのがちょっと見出せないということもありましたので、あとメールでも対応ができるんじゃないかというような話もありまして、その辺、正式に確立まだできておられませんので、今後はできる限り、南城市、八重瀬町議会の方も活用しておりますので、うちの方も活用していきたいというふうに考えております。以上です。

2番（宮城勝也）

1番から再質問していきたいと思います。現段階では、有料化についての取り組みは行っておられませんと、私もこれは把握しているんですけど、伺いたかったのが松阪市の取り組みについて、同じ消防行政を預かる側として、評価はできないと思うんですけど、こういうふうに全国でいうと、初めてというふうになると思うんですけど、インターネットやいろんな報道なんかで非常に注目を集めているという取り組みが6月から始まっているところがあります。

これについて率直に必要なことで理解できるのか。それともいま取り組みもないと、検討にもあがってないという状況であるかと思いますが、消防長にちょっとお伺いしたいんですけども、感想的なものでも構いませんので、こういう取り組みについて、現場を預かるものとして、どういうふうなお考えなのか、お伺いしたいなと思います。

消防長（屋比久 学）

お答え致します。56%いま軽症の方がいるということでありましてけれども、その中には骨折で処置が終わって、そのまま帰られる方も中にはおります。緊急性があるのか、重症度があるのかということもあるかと思いますが、やはり有料化になることによって、救急要請をためらうということがないような取り組みが必要だろうというふうに思っております。

国の指針に従って、今後、有料化に向けてどういった動きが出てくるのかというところがありますので、当消防組合においても注視していきたいというふうに思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

これに関していろいろ調べてみると、タクシーがわりに毎回使っている方もいるということで、先月、夕方の何かのニュースで、那覇消防の通信センターの特集があったんですけども、あれインタビューを受けたのが僕の高校、大学の後輩だったんですけども、話を聞くと、言い方は悪いんですけど、常習者といいますか、この方が電話をかけてきて、今日は大丈夫ですと切られたりとか、こういった方々の対応に時間が避けられないというのももちろん課題があるということで、県内でも当消防でもあるかと思うんですけども、そういった中で、今回、松阪市が有料化したというのは、そういったことを抑制、適正利用を促しながら、救えるべき命をきちんと救える、対応できるというのも今後必要なのかなというふうに思っております。

参考までに、当消防でもそういったタクシー利用されているような状況が数字で、年報には出動回数ありますけれども、そういった方々、どれぐらいの事例があるのか、もし把握しているのであれば参考にお伺いしたいなと思います。

第一警備課長（新垣 強）

お答えします。当消防でも年間、令和4年は4,300件、令和5年に関しては4,500件の救急件数がありますが、それで軽症となる日帰りの患者さんは約4割を超えている状態です。

不搬送、不搬送というのは、現場で拒否した、もしくは既に死亡兆候があって搬送しないとか、いろいろありますけれども、それを含めると6割はそういう事例に当たっています。

議員おっしゃるとおり、軽症の方が特に多くて、特に急を要さない救急要請も数名ほど、この管内にはいます。その対応苦慮していて、指令センターの方でもなかなかその対応に追われていて、それが一日数十回とか、そういう件数も過去に何日かありました。

今後、適正利用という面で、先程、消防長が言ったように、適正利用、適正利用と言うんですけども、有料化にすることによって、呼べない人が出てくる、お金がない人、本当に重症であっても呼べない、ためらってしまうケース等ありますので、その適正利用については、なかなか難しいところではあるかなと思っています。

今度、沖縄県の方では#7119の整備が来年度、6年度早期に予定されているということなので、それが運用されれば、医師等の助言を仰いで救急車を呼ぶか、呼ばないかのいろいろあると思いますので、その辺を活用できると、適正化利用に繋がっていくのではないかなと思います。以上です。

2番（宮城勝也）

やはり通報があるから、出動するというのが重要だと思うので、なかなかその辺で判断するのは難しいのはあると思うんですけども、有料化というか、一つの例が松阪市の取り組

みということなので、うちやらないから、そこは関係ないじゃなくて、ぜひ情報収集とか、いろいろしていただいて、一つの対応として今後有料化も考えていいのなど、それとも先程おっしゃった#7119の活用等も促して適正化を呼びかけていただきたい。

あとはこういった困ったときに緊急時に消防の方以外に近くに家族がいるか、地域の方と連携を取れているか、顔見知りの方とか、地域と繋がりがあるかというところは非常に重要だと思うので、そういったところは消防だけではなくて、南城市、八重瀬町の防災消防、あとは自治会とか、あとは社会福祉関係、そういったところで、地域のコミュニティーの繋がりを作りながら、万が一のためにこれは救急車を呼んでいいという判断が地域全体でできるようなことに繋がっていくべきだと思いますので、ぜひ、今回これだけ注目されているので、当消防としての方針は決まっていなくても、こういうこともあって、いま当消防では数字が出せるのであれば、どれぐらいの方々がこういう利用をされているということをぜひ情報を広報に出して、市民、町民に適正利用を促してやっていただきたいなというふうに思います。

行政を預かる管理者の方から、この件について所見を伺わせていただきたいんですが、消防の立場と、あと必要する市民の立場、町民の立場があると思うんですが、そのあたり行政の側としても適正利用を促していくことができるのか、そのあたりを含めて所見を伺いたいなと思います。

管理者（古謝景春）

特殊な事例でどう運用しているか、ちょっと気になるんですが、タクシーがわりに使う方々については、そういう抑制には繋がると思うんですが、しかし、生活に困っている方々が軽症と言われたら呼べないというような状況が起こったら、また生命、財産に関わる問題ですから、それはすぐに取り入れようということではなくて、もっと議論を重ねてどういった状況なのか。そしてまたいまやはり軽症の人はタクシーで行ってくれというようなことを促すようなことも含めて、実際にすべき訓練を重ねていく必要があると思います。

副管理者（新垣安弘）

適正利用に対する方法も必要かと思います。もって松阪市の取り組みが今後どういう形で展開されるのか。そこはまた関心をもって見ていくべきかなと思っております。以上です。

2番（宮城勝也）

消防組合だけではなくて、管理者おっしゃったように南城市、八重瀬町としても、松阪市の今後の動き、あと利用状況だとかも情報収集しながら、今後の救急搬送、救急車の適正利用によって、本当に真の意味での安心安全な八重瀬町、南城市の消防行政に努めていただけたらなというふうに思っております。

ちなみに、私、金曜日ちょっと料理したらちょっと切ってしまって、まだくっつかないんですけども、絆創膏を貼っていたんですけども、2歳の娘が毎日、大丈夫大丈夫って、ピーポーピーポーと聞いたら、お父さん大丈夫って心配してくれるんです。だけど、お父さ

ん大丈夫よということで、これだけでは私、救急車呼ばないんですけども、こういったことは自分で治してやるということで、子どもたちにも救急車はどういうときに使うんだよということも教えていきながらやっていきたいなというふうに思います。失礼しました。

続いて、2件目のデジタル化についてですけども、今回も差し替えがあったりだとか、通知があったりとか、毎回、職員の方が巡回してもらっていただいております。

八重瀬町だけではなくて、南城市、佐敷の方まで回っていると思うんですけども、丸一日潰れてしまうと考えると、非常に業務的にもロスしているんじゃないかなと思っております。これまで要請等はしてなかったということでありますけれども、この組合議会は、議会運営委員会がないので、そういった議論する場がこれまでなかったので、議会の皆さんに対しても、議長に対してもお話したことがなかったんですけども、議長、ぜひこの件について、議会としても南城市、八重瀬町の議会の運営にも照らし合わせてから、ぜひ消防組合においてもペーパーレス化による削減で業務効率化を提案したいと思いますので、よろしくお願ひします。

当組合の私、監査委員も務めているんですけども、振込手数料、本当に抑えよう、抑えようということで会計課の職員も頑張っていますし、私たち議会も毎月払われてきた報酬も年に2回、それで振込手数料を削減しようということで、そういったところで予算の削減に努力しているところであります。

ただ、実際これだけではなくて、本質的に業務効率化、予算の軽減をしていって、消防行政、予算の適正活用に繋げていきたいなというふうに思っております。

あと南城市、八重瀬町それぞれの役場の中では、デジタル、自治体DX化ということで、非常に進んでいますので、ぜひ、そのあたりの情報も次長、総務課あたりで情報収集をして、また使えるところは、連携して使えるような形で取り組んでいただけたらなというふうに思っております。

これは次回、新年度の議会の運営の中で議論も進めながら、また組合側とも話を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（運天貴也）

これで一般質問を終了します。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回島尻消防組合議会2月定例会を閉会します。